

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然環境下に位置する。我が和木町も例外ではなく、これまで台風による豪雨、地すべり、洪水などの自然災害が生じた過去がある。また高齢化の進展により対災害脆弱性の高まりが懸念される。

災害被害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力を地道に積み重ねる事により達成していけるものである。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、和木町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町内における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関・町民がその有する全機能を有効に発揮する事により、かけがえのない町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域は本計画に含めないものとする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、町の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化又は国の防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、山口県防災計画の修正等により充実、合理化の必要があると認められるときは、これを補完し修正する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めると共に、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用が出来るように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 災対法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 町：和木町
- (5) 消防組合：岩国地区消防組合
- (6) 県：山口県
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関：災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画：山口県地域防災計画
- (9) 防災業務計画：指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 計画の前提となる災害

- 1 自然災害 暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震・津波を除く）
- 2 事故災害 大規模な火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 和木町防災会議

和木町防災会議は、町長を会長として災対法第16条第1項の規定に基づき組織されるもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 和木町長（会長代理委員 副町長）

(2) 委員

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- イ 山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- ウ 山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- オ 教育長
- カ 岩国地区消防組合消防長
- キ 消防団長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(3) 名簿

和木町防災会議委員の名簿については、資料編に示す通りである。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施すると共に、他の指定行政機関と相互協力して、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施すると共に、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び町民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

町民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び町民・事業所のとるべき措置は、概ね次の通りである。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
和木町	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練に関する事。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関する事。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関する事。 5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関する事。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関する事。 7 住民への気象情報、災害情報伝達に関する事。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び警告に関する事。 9 消防、水防、その他の応急措置に関する事。 10 避難の勧告または指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 11 被災者の救助及び救護措置に関する事。 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事。 13 施設設備の応急復旧に関する事。 14 緊急輸送の確保に関する事。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事。 17 その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。 18 災害広報に関する事。 19 ボランティアの活動支援に関する事。 20 義援金の受け入れ・配分に関する事。

2 県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岩国土木建築事務所	県道、河川、港湾の防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事。
岩国農林水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業施設の防災管理に関する事。 2 林野等に対する防災及び災害対策用材の需給に関する事。
岩国健康福祉センター	災害時における応急対策・救助、防疫に関する事。
岩国港湾管理事務所	港湾の管轄区域内の防災に関する事。
岩国警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。 2 被災者の救出救護に関する事。 3 避難の指示及び誘導に関する事。 4 緊急交通路の確保に関する事。 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事。 6 遺体の検視に関する事。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関する事。 8 緊急通行車両証明書の発行に関する事。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関する事。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岩国海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する こと。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関するこ と。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等 の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収容、保管等に関すること。
国土交通省 山口河川国道事務所 岩国国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の災害予防対策及び応急復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策 用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への勧告、助言に関す ること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 に関すること。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適 切な応急措置の実施に関すること。
国土交通省 太田川河川事務所 小瀬川出張所	小瀬川直轄管理区間の河川水防管理に関すること。
国土交通省 弥栄ダム管理所	弥栄ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
山口森林管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設、保安施設等の整備及 び管理に関すること。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。 3 国有林における荒廃地の復旧に関すること。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 5 森林火災防止対策に関すること。
岩国労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の 指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用保険、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区气象台 (下関地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関する事。 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報、警報、注意報並びに台風、大雨、竜巻等、突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。 5 市町村の行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関する事。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、山口県や市町に対しての気象状況の推移やその予想の開設等に関する事。 7 山口県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関する事。 2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関する事。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関する事。 4 通信機器の供給の確保に関する事。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関する事。 2 旅客の避難、救護に関する事。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
日本貨物鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関する事。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社NTTドコモ（中国支社山口支店）	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力ネットワーク株式会社 岩国ネットワークセンター	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
日本放送協会	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、整備の整備保守管理に関すること。
郵便事業株式会社	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の避難誘導に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
和木町三師会	災害時における緊急医療に関すること。
山口県農業協同組合	1 農業用資機材の確保その他農作物災害応急対策の指導に関すること。 2 農業災害関係資金の融資あっせんに関すること。
漁業協同組合	河川、海上における救助、行方不明、遺体搜索等の協力に関すること。
和木町商工会	被災中小企業者に対する資金対策その他指導に関すること。
和木町社会福祉協議会	1 福祉活動に関すること。 2 ボランティアの育成及びボランティア団体との連絡調整に関すること。
その他 自主防災組織・婦人会	防災及び災害救助活動に協力する。

8 町民・事業所等のとるべき措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
町民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。

<p>防災上重要な施設の管理者</p>	<p>1 病院等不特定多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者の避難誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。</p>
<p>その他企業</p>	<p>町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。 1 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施。 2 従業員に対する防災教育訓練の実施。 3 防災組織体制の整備。 4 施設の防災対策及び応急対策の実施。 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。</p>